



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	列王記と歴代誌におけるシリア・エフライム戦争とアハズ王
Author(s)	山我, 哲雄
Citation	基督教学, 40, 1-21
Issue Date	2005-06-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/46695
Type	journal article
File Information	40_1-21.pdf



列王記と歴代誌における

シリア・エフライム戦争とアハズ王

山 我 哲 雄

一 サムエル記・列王記（申命記史書）と歴代誌^①

周知のように、旧約聖書中のサムエル記・列王記（学問的にはヨシユア記、士師記を含めて「申命記史書」とも呼ばれる^②）と歴代誌とは、いずれもイスラエル初期王国時代のダビデ王の治世からユダ王国滅亡とバビロン捕囚の始まりまでの歴史を記述し、いわば共通し並行した内容を持っている。両者についてほぼ定説となっているのは、申命記史書（前六世紀中葉頃）よりも歴代誌の方が大幅に新しく（前四世紀以降）、しかも後者が前者に直接依存しており、前者をいわば底本として利用しているということである^③。さらに、歴代誌の著者（以下では「歴代誌家」^④と呼ぶ）が、その申命記史書とは別に、独立した資料を必ずしも豊富に持っていたわけではないということについても、多くの研究者たちの見方が一致している。

それだけに、申命記史書と歴代誌の記述内容がしばしば大幅に食い違っているという事実、いっそう興味を引く。もし、両者の内容の相違が異なる史料の使用ということによるのではないとすれば、そのような相違の原因は、主とし

て歴代誌家の歴史的関心や神学的歴史観から説明されるべきもの、ということになる。これまで歴代誌の歴史記述や歴史観の特色としては、応報原理の徹底化、(北王国に対する)ユダ王国Ⅱダビデ王朝の正統性の強調、サマリア教団への対抗、エルサレム神殿とそこでの祭儀への注目、預言者の人物の活躍、王たちの祭儀改革や建築活動への関心、登場人物の弁論やその修辭といった要素が指摘されてきた。歴代誌と申命記史書の記述内容を比較すると、たしかにそれらの主題やモチーフをめぐって、両者の大きな相違と歴代誌の歴史叙述の顕著な特質が観察できる。

二 歴代誌とユダ王の同盟政策

これらの諸点に加えて、著者はこれまでいくつかの研究を通じて、歴代誌の著者はその歴史記述において、ユダの王たちの対外政策、特に(北王国を含む)外国との条約・同盟政策に対して強い関心と一貫した否定的評価を示しており、そのことが、底本である申命記史書の記述とは大幅に異なる、歴代誌独特の歴史記述を生む原因の一つになっている、ということを指摘してきた。趣旨を理解していただくために、具体的な実例をいくつか挙げよう。

列王記上一五章16―22節によれば、ユダ王アサは、北イスラエル王バシヤとの国境争いに際してダマスコのアラム王ベン・ハダドと同盟し、バシヤの背後を襲わせることによって、バシヤに撤退を余儀なくさせた。歴代誌家は、歴代誌下一六章1―6節でこの経緯をほぼ底本に即して報告した後に、独自に「先見者ハナニ」なる人物を登場させ、この政策を「ヤハウェを頼みとしない」不信仰の行為として批判させたうえで、その罰として「戦争が続く」という災いを予告させている(同7―9節)。

これとよく似た例が、ユダ王ヨシヤファトについての記事にも見られる。列王記上二二章によれば、ヨシヤファトは北イスラエル王アハブの対アラム戦争に盟友として参戦するが、この戦いでアハブは戦死し、ヨシヤファトも生命の危機に遭遇する。歴代誌下一八章では、やはりほぼ底本に即してこの経過が再現された後に、突然イエフなる人物

(しかも前述の先見者ハナニの子とされる)が登場し、「ヤハウェを憎む者の友になるとは何事か」とヨシャファトを諫めるのである(代下一九2―3)。さらに、列王記上二二49―50によれば、同じヨシャファトの海上交易計画は、船団が難破して失敗する。これに対し、北王国の王アハズヤが助力を申し出るが、ヨシャファトはこの申し出を断つたという。ところが歴代誌の著者は、出来事の順序を入れ換えたうえで、ヨシャファトはアハズヤと協定を結んだのだとし、またここでもエリエゼルという預言者の人物を登場させて、まさにこの協定こそが船団の難破の原因だと説明させている(代下二〇35―37)。後者の箇所では興味深いのは、歴代誌の著者が、軍事的な同盟政策だけでなく、平和的な交易事業に関連しても、外国との協定や協力関係に異を唱えていることである。

以上の例だけから見ても、歴代誌家がユダの王たちによる外国との条約・同盟政策に多大な関心を持ち、しかも外国とのあらゆる協定や同盟に一貫して批判的な評価を下していることは明らかであろう。

三 アハズ王とシリア・エフライム戦争 (列王記下一十六章)

このような観点から見ると、ユダ王アハズの治世といわゆるシリア・エフライム戦争についての記事(王下一十六章、歴下二八章)は、二重の意味ではなはだ興味深い。なぜなら、一つには、列王記下一十六章によれば、そこで軍事同盟ということが二重の意味で重要な役割を演じているからであり、他方では、そこで歴代誌が、底本の列王記の記述とは大幅に異なる、ほとんど正反對とも言えるような歴史記述を展開しているからである。¹⁾

まず、「底本」である列王記下一十六章の記事を見てみよう。

そこでは最初に、申命記史書の通常の枠組みに従って、アハズが「二十歳で王となり、十六年間エルサレムで王位にあった」ことが報告され(2節a)、次にアハズが、邪悪で不敬虔な王であったこと(2節b)、彼が異教徒の慣習に倣って「自分の子に火の中を通らせ」(すなわち人身御供)、異教の礼拝をすすんで行ったことが記される(3―4

節)。

次に、「アラム王レツインとイスラエルの王、レマルヤの子ベカがエルサレムを攻めようとして上って来た」ことが報告される(5節a)。ただし、「彼らはアハズを包囲したが、戦いを仕掛けることができなかった」(5節b)という。イザヤ書七章の並行伝承によれば、その際には預言者イザヤが、「森の木々が風に揺れ動くように」動揺するアハズに対し軽挙妄動を戒め、「インマヌエル」預言(イザ七14-16)によってヤハウェの加護を約束したという。その意味でも旧約聖書中で特に有名で、重要な文脈である。

列王記下一六章のこれに続く部分(6節)のマソラ本文には、「アラムの王レツイン」がエイラトをアラムに「取り戻した」という文章が続いているが、本文批評家や注解者の多くは、これがもともと「アラム」ではなく「エドム」についての記述であったと推測している。⁽¹⁵⁾ 北のダマスコを都とするアラム人は、南のアカバ湾の港町エイラトとは歴史的に関わりがないからである。これに反し、エイラトはかつて南のエドム人の領土に含まれていた(王上九26参照)。ヘブライ語では「アラム」と「エドム」は非常に形が似ており、しばしば取り違えられる。おそらく早い段階で「エドム」から「アラム」への誤記が生じ、それが契機となってさらに直前の節から「レツイン」の名が二次的に取り入れられたであろう。もしこの推測が正しいとすれば、その背後には、アラム、イスラエル連合軍の攻撃でユダ王アハズがエルサレムに閉じ込められたのに付け込んで、南でエドム人がユダの支配下にあったエイラトを奪回した、という歴史的事態があったという可能性も考えられよう。

以上の経過は、歴史的には、七三四年前後に繰り返されたアッシリア王ティグラト・ピレセル三世のシリア・パレスチナ遠征と、これに対するこの地方の諸国の反応という枠組みの中でとらえられている。アッシリアの進出に反発したアラム王レツインとイスラエル王ベカは、これに対抗するために他の国々をも巻き込んで、反アッシリア同盟を結成しようとした。これにどのくらいの国家が加わったかは不明であるが、少なくともユダ王アハズは態度を不鮮明

にしたままこれに積極的に応じようとはしなかった。そこでレツインとベカは、ユダの王位に介入してアハズを退位させ、「タベアルの子」なる人物（イザ七六を参照）を傀儡としてユダの王位に据えるために、エルサレムを攻撃したのである。シリア地方のアラムとエフライム族を中心とする北イスラエルが同盟してユダを襲ったということで、この出来事は「シリア・エフライム戦争」と呼び習わされている。¹⁶

このような軍事的脅威に直面して、ユダ王アハズはアッシリアに軍事援助を要請し、神殿の財宝からティグラト・ピレセルに貢を送ってその宗主権下に入り、アッシリアの軍事力の助けを借りてこの危機を脱しようとする。「わたしはあなたの僕、あなたの子です。どうか上ってきて、わたしに立ち向かうアラムの王とイスラエルの王の手から、わたしを救い出してください」（王下一六七）。アッシリアの王は「その願いを聞き入れ」、アラムの首都ダマスコを占領してアラム人国家を滅ぼし（同九節）、またイスラエル北王国をも征服して、その領土の多くを奪い、アッシリアの属州に編入したのである（王下一五29）。

われわれの主題にとって特に興味深いのは、ここでは二つの条約・同盟政策が衝突している、ということである。すなわち、一方にはアッシリアの脅威に対抗しようとするアラム王レツインとイスラエル王ベカの反アッシリア同盟の形成があり、他方にはアッシリア王ティグラト・ピレセルとユダ王アハズの間の宗主・臣下条約がある。後者については本文中に言葉に出して語られてはいないが、そのような宗主権条約がティグラト・ピレセルとアハズの間に成立したことは、当然の事態として前提にされているはずである。そして列王記下一十六章は、アハズのアッシリアとの主従同盟政策が、レツインとベカの反アッシリア同盟政策を見事に圧倒、粉砕する次第を描くのである。

アッシリアの軍事力に頼ってその保護下に入るということは、当然ながら、ユダ王国が事実上その政治的独立を放棄して、アッシリアの属国になる、ということの意味する。宗主権条約というのはそういうものである。事実、アハズは直ちに「アッシリアの王ティグラト・ピレセルに会おうとして」みずからダマスコに出向く（王下一六10）。も

ちろん、臣従の意を表するためである。その際にアハズは、「ダマスコにある祭壇」を見て、エルサレムに同じものを作らせ、それを従来のヤハウェの祭壇に替えて神殿の前に据えさせたという（10―14節）。この部分は本文の意味が必ずしも明確でなく、特に、「ダマスコの祭壇」の模倣がアラムの祭儀の導入を示すのか、アッシリアの祭儀の導入を示すのか、また、もし後者だとすれば、それがアッシリアの強制によって行われたのか、それともアハズの自主的判断で行われたのかについて研究者の間に論争があるが、この問題についてここで詳しく立ち入る必要はない。¹⁷⁾重要なのは、列王記の著者が、これらの祭儀の変更が「アッシリアの王のために」（18節）行われたとしているという点であり、すなわち、あくまでアッシリアに対するアハズの服従行為の一部として理解している、ということである。

四 歴代誌におけるアハズとアラム、イスラエルの攻撃（歴代誌二八章）

歴代誌もまた、まずは底本の列王記下一六2―4に従い、アハズを邪悪で不信仰な王として特徴づける（代下二八1―4）。その際に歴代誌家は、アハズが「バアルのために偶像を造った」（2節b）ことと、「ベン・ヒノムの谷で香をたいた」（3節b）ことを独自に付け加えて、アハズが異教崇拜を行ったことを補足的に強調、増幅しているが、このような現象は、歴代誌家が邪悪な王の悪行を描く際にしばしば見られるものであり、一応は歴代誌家による底本の記述の「解釈」や「敷衍」の枠内に入るものと見なしてよからう。

歴代誌家の記述内容が底本から大きく逸れるのは、アハズに対するアラムとイスラエルの攻撃の描写からである。そこではすべてが、底本とは正反対に逆転されていると言ってもよいであろう。まず、列王記下一六章（およびイザヤ書七章）においては、すでに見たように、この攻撃はユダに対するアラム・イスラエル連合軍の襲撃であり、しかも最終的にはその目的を達することなく終わった（戦いを仕掛けることができなかった）。ところが歴代誌によれ

ば、あくまで二つの独立した攻撃が相次いでユダを襲ったことになっている。したがって、歴代誌においてはアラムとイスラエルが同盟してエルサレムに遠征するという意味での「シリヤ・エフライム戦争」は本来存在しなかったことになる。しかも、この二つの攻撃は、列王記の記述とは逆に、いずれもユダに多大な損害を与えたのである。「アラム軍は彼（アハズ）を打ち、多くの者を捕虜にしてダマスコに連れ去った。アハズはイスラエルの王の手にも渡され、大きな存在を被った」（5節b）。

歴代誌家はさらに、これらの打撃がアハブに対するヤハウエの神罰であることを、独自の神学的解説によって明確化する。「それゆえ、彼の神ヤハウエは、アハズをアラムの王の手に渡された。……彼らが先祖の神ヤハウエを捨てたからである」（5節a、6節b）。

列王記においては、アハズの邪悪さや背教ぶりと、アラム・イスラエルの連合軍のユダ攻撃との間に何の応報論的関連づけも行われておらず、二つの段落はただ単に併置されているだけであった。しかし、これも考えて見れば当然のことである。なぜなら、申命記史家はおそらく既存の資料に基づいて書いているのであるが、それによれば北の連合軍のユダ攻撃は結局は失敗するのであり、これに対抗したアハズのアッシリア屈従政策の方が功を奏するからである。そのようなエピソードを、自業自得の応報史観の実例として利用することができるはずはない。

ところが歴代誌家にとっては、そのような事態はあるはずのない、いやあつてはならないことであった。歴代誌家のやや硬直化した応報史観によれば、邪悪で不信仰な王は必ず神罰を受けねばならない。そして、そのような悪しき王への神罰は、歴代誌では（常にというわけではないが）しばしば外敵の攻撃という形を取る。そこで歴代誌家は、自らの信ずる応報原理を優先させ、伝えられてきた歴史的事態を逆転させた。かくしてアハズとユダは、アラムとイスラエルによって大きな打撃を受けることになったのである。

五 なぜアラム・イスラエル連合軍の侵攻ではないのか

それでは、ユダに対するこの攻撃がなぜ、列王記におけるようにアラムとイスラエルの連合軍の侵略ではなく、踵を接してユダを襲うがあくまで相互に区別された、二つの独立した軍事行為として描かれているのであろうか。これについての注解者や研究者の説明は、さまざまに異なっている。まず（比較的保守的な）研究者が好んであげるのが、歴代誌で（列王記とは異なる）独自の資料が用いられているという可能性である（ルードルフ、メイアーズ、ウィリアムソンなど）。これは、列王記と歴代誌の記述が異なる場合、常に問題になる論点であるが、そのような資料を認めない研究者との間で水掛け論になりやすい。しかし、そのような「資料」の存在を想定することは、少なくともこの文脈の場合、問題を一段階前にずらして事実上棚上げするだけで、解決することにならず、どうしてそのような、同一の出来事について列王記やイザヤ書とは異なる経過を描く「資料」がそもそも存在したのかや、なぜ歴代誌家が通常の流儀に反して、「底本」である列王記の記述を放棄して、そのような別の「資料」を積極的に採用したのかが納得のいくように説明されない限り、説得力を持たない。

連合軍の攻撃が二つの独立した出来事に分離されているのを、歴代誌家の意図的な変更と見る研究者のうち、アクロイドやミヒエルは、そこに神罰の主題を強調しようとする意向を見ている。⁽¹⁹⁾アハズのような悪辣な王には、一度でなく二度の打撃がよりふさわしい、というわけである。歴代誌家が後にエドム人やペリシテ人の攻撃についての記述（17―18節）をも付け加えていることを考え合わせれば、この説明には一理あるとも言える。ただし、そのように、質（邪悪さ）を単純に量（災いの数）に転換する発想が本当に歴代誌家にあったかどうかは、さらに検討されねばならないであろう。

より傾聴に値するのは、この分離を後続する歴代誌独自のエピソード（9―15節）に結び付けて考える、カウッチ、メーソン、ディラードらの見解である。⁽²⁰⁾すなわち後者のエピソードによれば、イスラエルの人々は捕虜にしたユダ

の人々を最初奴隸にしようとしたが、これに反対した「ヤハウェの預言者」オデドの諫言を受け入れて自分たちの非を悔い、捕虜たちを手厚く遇した上で解放し、ユダに送り届ける。そのような「悔い改め」と捕虜への寛容な扱いは、ユダの「兄弟」(8、11節)国であるイスラエルにのみあり得ることであり、異教徒で異民族であるアラム人では考えられない。それゆえ、その前提となる二つの軍事行動も相互に独立したものになければならなかった、というのである。ただし、ここでも、遠征では共同の軍事行動を取った二カ国が、その後捕虜を二分してそれぞれ自国に連行したが、イスラエルに連れて行かれた捕虜たちだけが後になって幸運に恵まれた、ということではなぜだめなのか、ということがなお問題として残ろう。歴代誌の記述においても、アラムにつれて行かれた捕虜たちは帰還できないのであるから、それに先立つ遠征が同盟軍によるものであったとしても、結果は同じであろう。

私見によれば、ここでもまた、歴代誌家の独特の反同盟的史観をも顧慮する必要がある。すなわち、列王記におけるのとは異なり、歴代誌では、ここでの外敵の侵攻が、先に見たように、アハズに対する神罰として明確に意味付けられている。つまり、歴代誌家にとって、攻撃の本来の主体は実はヤハウェなのであり、アラム軍とイスラエル軍はその処罰の道具としての働きを持つに過ぎないのである。それゆえ、歴代誌家にとって、この二つの遠征は大成功に終わって当然である。しかし、もしそれを底本通りに北の二カ国の連合軍の攻撃として描けば、ヤハウェがアハズ懲罰のために、よりによってユダの敵の同盟政策を利用したことになってしまふ。常々ユダの同盟政策を罰したり批判したりしてきたはずのヤハウェ自身がそのような手段を講ずるといふのは、歴代誌家にとって理解できない、絶対にある得ないことだったはずである。ことは、神義論に関わってしまう。そこで歴代誌家は、底本に反し、アラムとイスラエルの攻撃を二つの異なる独立した出来事として描かざるを得なかったのであろう。

六 歴代誌の描くサマリア人、エドム人、ペリシテ人とアハズ

「歴代誌下二八章の次の段落（9—15節）には、北の人々がユダ人の捕虜に対して「よきサマリア人」ぶりを発揮するという、前述の極めて興味深いエピソードが続く。この箇所についても、独立資料の使用の有無の問題を含めて多くの議論があるが、今回は残念ながら、その内容を詳しく検討することはできず、次の点だけを指摘するに止めざるを得ない。すなわち、歴代誌では通常、ユダの王が過ちを犯した場合、預言者の人物が登場してその王を諫め、悔悛の機会を与えるのであるが、アハズの場合には例外的にそのような預言者の警告や戒告が欠けているだけでなく、かえって通常はユダの敵とされる北の人々に対して預言者オデドが諫言した次第と、それに応えた彼らの悔い改めが記されることにより、ユダ王アハズの邪悪さと彼の治世の救いの無さがより一層強調されるという効果をもたらしているのである。^①

これに続けて、歴代誌家は、前述のようにエドム人とペリシテ人の侵攻についても報告し、これらの敵襲もまた、アハズが「ユダを墮落させ、ヤハウェに甚だしく背いた」が故の神罰であることを注記する（17—19節）。これらの攻撃のうち、エドムのそれは、列王記下一六章6節のエドム人の動きについての記述（前述のテキスト復元を参照）の敷衍であるが、それがここでは、南部辺境の港町エイラトの奪回からユダ本土へのより直接的な攻撃に変えられている。底本にないペリシテ人の襲撃についても、具体的な地名が枚挙されていることから特殊資料の使用を想定する研究者もあるが、むしろ歴代誌家が、アハズが北（イスラエル）、東（アラム）、南（エドム）、西（ペリシテ）の全方位から打撃を被ったことを示すために創作した要素としても十分理解可能であるように思われる。

七 歴代誌におけるアハズとティグラト・ピレセル

われわれの主題にとって最も興味深いのは、このような一連の攻撃へのアハズの反応についての歴代誌の記述である。歴代誌家はまず、底本の列王記下一六七に基づきつつ、「アハズは援助を求めてアッシリアの王に使者を送った」ことを報告する。ところが、その結果は、歴代誌では列王記とは正反対に描かれている。すなわち、底本によれば「アッシリアの王はその願いを聞き入れ」（王下一六章9）、アラム遠征を行って結果的にアハズの窮地を救うのであるが、歴代誌によれば「ティグラト・ピレセルはアハズを援助するどころか、攻めて来て、彼を苦しめた」（代下二八20）のである。アハズがアッシリア王に送った財宝も、「何の助けにもならなかった」という。ここで歴代誌家は、事態をまさに百八十度逆転させている。その理由は、われわれの主題と関わらせれば明白である。すなわち、ユダがアッシリアの保護下に入ることは、当然ながらその覇権を認め、宗主権条約を結ぶことを意味する。しかし歴代誌家にとって、ユダの王の外国との条約政策が奏功し、しかもそれによって神罰であるはずの災いが回避される、などということは絶対にあってはならなかったのである。それゆえ歴代誌家は、アッシリアの武力に頼って困難を回避しようとするアハズの試みが、惨めにも失敗し、かえってより大きな災禍をユダにもたらすことになった、と物語る。

ここで歴代誌家は、何が起こったかを再現しているのではなく、何が起こるべきであったかを描こうとしているのである。その歴史記述は、もはや底本の「敷衍」や「解釈」として説明することはできない性格のものである。それは底本を（ということとは歴史そのものを）修正し、あえて悪く言えば「改竄」しようとする試みと言わねばならない。その結果、列王記と歴代誌では、まったく異なる歴史経過が物語られているのであり、その相違は何よりもまず、条約・同盟政策という問題に関わっている。すなわち列王記によれば、イスラエル／アラムの反アッシリア同盟対ユダ／アッシリアの宗主／臣下連合という二つの条約政策が衝突していた。ところが歴代誌では、ただの一つの条約政策も存在していないことになる。アハズを襲うのは北の二カ国の同盟軍ではなく、あくまでアラムとイスラエルの二

つの独立した攻撃であり、アッシリアとの宗主権条約は、そもそも成立してさえいないからである。

歴代誌下二八22―25には、アハズのさらなる背教行為がまとめられている。すなわち、彼は他の神々に仕え、「ヤハウエの神殿の扉を閉じ」てその礼拝ができないようにした、というのである。この部分についてもここで詳しく論じることではないが、基本的には底本中の列王記下一六10―18の敷衍と見ることが出来る。ただしここでは、異教的儀礼の導入はもはや「アッシリアの王のため」(王下一六18)のものではなく、「アラム王の神々」の「助け」を求めるためのものと理解されている(代下二八23)。このことも、歴代誌の文脈で見れば、アラムは今やユダの後ろ楯となったアッシリアに撃破される(王下一六9)のではなく、ユダへの圧倒的な勝利者として描かれているのであるから、けだし当然とも言える。歴代誌家にとって、その神々が「破滅をもたらすものでしかなかった」(代下二八23)ことは言うまでもない。ただし歴代誌家は、その「破滅」が具体的にどのようなものであったかを明らかにしていないのであるが。

八 歴代誌におけるユダとアッシリア

ここで、われわれの主題であるユダの王の条約政策の問題に戻るとして、私見によれば、この連関でこれまで研究者がほとんど注意を払ってこなかった歴代誌家の独特の歴史理解が、もう一つある。それは、その後のユダとアッシリアの關係に関わる。事実上も、列王記の記述においても、アハズの治世以降ユダは、長らく(ヨシヤ王の時代まで)アッシリアの属国の地位に甘んじることになる。ところが歴代誌では、どうもそうではないらしい。ティグラト・ピレセルは、ユダに遠征してアハズに大打撃を与えた後、どうしたのであるうか。歴代誌家はこれについて、何も特別なことは報告していない。しかし歴代誌の文脈上は、アッシリア軍は(5―8節におけるアラムやイスラエルと同様に!)単純に撤退したと解する他はない。少なくとも、アハズがティグラト・ピレセルに屈伏したとか、その支配を

受け入れたということは書かれていない。歴代誌では、アッシリアとユダの間の宗主権条約は成立していないのである。言い換えるなら、アッシリアがユダを継続的に属国として支配する、という事態を歴代誌家は認めていないのである。このことは、直前に見たように、アッシリアの打撃を受けた後にも、アハズがあくまで自立した君主として行動し、「アラム王の神々」(―)を取り入れていることから裏付けられる。

同じことは、アハズを継ぐヒゼキヤについての歴代誌の記述からも見て取れる。すなわち歴代誌家は、底本中の、アッシリアの宗主権を前提とする、「彼(ヒゼキヤ)はアッシリア王に刃向かい、彼に服従しなかった」(王下一八七)という記述を削除し、ヒゼキヤが最初からまったく自立した君主として、(アハズとは対照的に)正統的なヤハウエ礼拝の復興に取り組んだように描いているのである(代下二九章)。したがって、それに続くアッシリア王センナケリブのエルサレム遠征(代下三三章)も、列王記におけるようにヒゼキヤの反逆に対する鎮圧遠征ではなく、一方的な侵略行為と意味づけられている。もちろん、その結果も異なる仕方で描かれている。すなわち、底本中のヒゼキヤのアッシリアへの屈伏の場面(王下一八四―一六)は省かれ、ヤハウエの介入によるアッシリアへの奇跡的な打撃と撤退の次第(王下一九三―三〇/代下三三二―二二)だけが語られるのである。それゆえセンナケリブの遠征の前にも後にも、ユダはアッシリアの属国ではなかったことになる。なお、ヒゼキヤがアッシリアに対抗してエジプト(王下一八一九―二一、二四、一九九)やバビロン(王下二〇一二―一八)と結ぼうとしたことを示唆する底本中の記述が、歴代誌においてはすべて周到に削除されているか、原形を留めぬまでに徹底的に書き替えられていることも付記しておくべきであろう。

歴代誌家がマナセ王について、列王記にないアッシリアによるバビロンへの連行と、それを契機にしたマナセの改悛と回心について語っていることは有名である(代下三三一一―一六)。しかし、ここでもまた、アッシリアとユダの間の持続的な宗主―臣下関係は前提にされていないように見える。たしかに、マナセの初期の悪のゆえに、ヤハウエは

「アッシリアの王の將軍たちに彼らを攻めさせられた」（11節）とされてはいるが、マナセの回心後、「神はその祈りを聞き入れ、願いをかなえられて、再び彼をエルサレムの自分の王国に戻された」（13節）とされているからである。帰国後マナセは、いわばアハズの後のヒゼキヤと同様に、完全に自律した君主としてユダの宗教改革に取り組むのである（14―16節）。

したがって歴代誌家は、アハズの治世についても、ヒゼキヤの治世についても、さらにはマナセの治世についてさえも、ユダがアッシリアの属国となり、継続的にその支配に服するという事態を想定していない。アハズやマナセのように、罪を犯した王に対して、アッシリアは神罰の執行者として行爲する。しかし、歴代誌では、アッシリアはヤハウエの「怒りの鞭、憤りの杖」（イザ二〇5参照）としての役割を果たした後には、ユダを継続的に支配することなく、撤退するのである。

私見によればこのような歴史像の変更も、歴代誌家の一貫した反条約・同盟主義から説明できる。繰り返すが、大國の支配に服しその属国になるということは、宗主権条約を受諾することであり、大國の条約政策網に組み込まれることを意味する。応報史観を徹底させた歴代誌家にとって、敵の侵略による打撃は、常に自國の王の罪に対するヤハウエの懲罰を意味するものであった。しかしながら、そのようなユダへの攻撃が、持続的な異國の支配と属國化、宗主権条約の承認という事態を招来させてはならないのである。

かくして、列王記におけるアハズは、その巧みで老獪な外交政策で政治的・軍事的危機を回避するが、それによってユダはアッシリアの属国に墮するのに対し、歴代誌では、アハズとユダは一連の軍事的打撃に悩まされ続けるものの、國家としての独立は維持し続けるのである。

九 結び

歴代誌家は、アハズ個人の死後の運命にも変更を加えている。「アハズは先祖と共に眠りにつ」いた(王下一六二〇a||代下二八二七a)。しかし、列王記ではその遺体が「ダビデの町に先祖と共に葬られた」(王下一六二〇b)とされるのに対し、歴代誌によれば、アハズは「エルサレムの都に葬られた」が、「その遺体はイスラエルの王の墓には入れられなかった」(代下二八二七b)。これと同様に、歴代誌が底本に反し、彼が否定的に評価するユダの王がダビデ王家代々の墓への榮譽ある埋葬を受けなかったと記している例は、他にも見られる。歴代誌において墓は、「報いが王に及ぶ最後の可能な場所」(フォン・ラート)²³なのである。これも歴代誌家の死生観を考えるうえで興味深い現象であるが、今回のわれわれの主題とは直接関わるものではないので、ここではこの事実を指摘するに止めておく。

今回の検討からは、歴代誌家がユダの王の同盟・条約政策に強い関心を持ち、それを神の意図に反する暗愚で無意味な戦術として一貫して否定的に見ていること、そしてこの関心が、しばしば底本と異なる歴史記述を行う理由の一つになっていることが、アハズの治世を描く段落についても裏付けられたと言えるであろう。

以上のことを踏まえて、最後に、歴史記述としての歴代誌全体の性格と特質に関わる所見をまとめておきたい。

第一に、イスラエル・ユダの王たちの条約政策に関心を持ち、これを批判したのは歴代誌家だけではない。例えば前八世紀の預言者ホセアは、北王国末期の「アッシリアと契約を結び、油をエジプトへ貢ぐ」無節操で日和見主義的な条約政策を非難し(ホセ一二二)、イザヤもアッシリアの脅威に対抗してエジプトの軍事力に頼ろうとするユダ王ヒゼキヤの政策を、「死との契約、陰府との協定」として厳しく糾弾した(イザ二八15、三〇1-5)。「肉にすぎず霊ならぬ」(イザ三一3)外国の軍事力に頼ることは、神への信頼の欠如であり、不信仰の行為に他ならないからである。この点で、捕囚前の預言者たちは歴代誌家の先駆者であり、歴代誌家は預言者的精神を継承しているといえる。第二に、これまで歴代誌の執筆意図については、本論考の最初の部分でも示したように、主として応報史観やダビ

デ王朝の正統性のような神学的側面や、エルサレム神殿とそこで行われる祭儀、聖職者としての祭司やレビ人の役割といった、祭儀的諸要素が強調されてきたが、われわれの検討は、歴代誌家が少なくともそれらと同程度に、条約政策という極めて現実的な政治的、外交政策的問題にも関心を払っていることを明らかにした。

第三に、このような極めて具体的な現実政治的関心は、歴代誌という文書の成立した時代の歴史的、政治的状况と密接な関係にあるにちがいない。歴代誌の成立年代に関しては、従来からペルシア時代の後期（前五世紀後半～四世紀前半）とする見方が主流であったが、最近では多少時代を下げて、ヘレニズム時代初期（前四世紀後半～三世紀）とする見方も増えている。⁽²⁴⁾ 歴代誌における外国勢力との条約・同盟問題への強い関心から見れば、ユダヤ（イエフド）がペルシアの支配下で比較的安定した状況にあったペルシア時代よりも、ユダヤがプトレマイオス朝エジプトとセレウコス朝シリアの領土争いに巻き込まれて翻弄され、内部的にも親プトレマイオス朝派と親セレウコス朝派に分裂・抗争したヘレニズム時代の状況を反映している蓋然性が高いように思われる。

第四に、文書としての歴代誌の性格について、最近では、歴代誌をサムエル記や列王記の釈義文書とするトーマス・ヴィリらの見方が⁽²⁵⁾ 比較的広い支持を集めてきた。すなわち歴代誌は、すでに正典的な權威を持った文書と見なされていたサムエル記や列王記の内容を同時代の読者により適切に解釈させるための補助的文書、ある種の「注解書」だというのである。この理解の前提は、底本（サムエル記、列王記）の本文が歴代誌の読者の手元にあり、その内容がよく知られているということである。しかし、われわれの検討では、少なくともアハズ王の治世についての段落の場合、歴代誌は歴史的事態の意味や解釈だけでなく、起こったとされる出来事の経緯を著しく書き替えており、その結果、底本との間に明白で調停不可能な不調和が数多く生じてしまっている。それゆえ、歴代誌が、底本である列王記と並行的に読まれることを前提として書かれた釈義文書であるとは考えがたい。われわれが見てきたような、歴代誌家の反同盟政策的主張や、ユダがアッシリアの臣下国になったことはいないという歴史像は、歴代誌を独立した歴史記

述として単独で読んだ場合にのみ、理解できるものである。もし読者が、それと合わせて列王記の記述を比較しつつ読んだとしたら、しかも、後者の方が正典的權威を持つと認められていたとしたら、歴代誌家の主張は大幅に力を失ってしまったことであろう。

したがって、歴代誌はあくまで独立した歴史記述として書かれたのであり、²⁶⁾ しかも、底本に描かれた歴史経過を独自の視点から「改訂」ないし「修正」し、「起こるべきであったこと」を示すものとして、底本に取って換えるために書かれたものと考えるべきであろう。

注

(1) 聖書文書の略語は「新共同訳」目次の方式に従う。箇所は章を漢数字で、節を算用数字であらわす。例えば、「王下二二」は、列王記下二二章三節を意味する。また引用は、「新共同訳」に適宜手を加えたものである。学術雑誌、叢書の略号は、The Anchor Bible Dictionary (New York 1992)の方式に従った。

(2) これについて M.Noth, *Überlieferungsgeschichtliche Studien. Die sammelnden und bearbeitenden Geschichtswerke im Alten Testament*, Halle 1943, Nachdr. Tübingen 1967. (邦訳、M・ノート『旧約聖書の歴史文学―伝承史的研究』山我哲雄訳、日本キリスト教団出版局)、および『旧約新約聖書大事典』(教文館)所収の拙稿「申命記史書」等を参照。

(3) これについては、『新共同訳旧約聖書注解Ⅰ』(日本キリスト教団出版局、一九九六年)所収の山我哲雄「歴代誌」序論、および旧約聖書緒論、歴代誌注解各書、特に最近のものでは、G.Knoppers, *1 Chronicles 1-9, AB 12* (2004), 66-71, 118-128.等を参照。

(4) 英語の the Chronicler, ユーリク語の der Chronist の訳語として用いる。慣例に従い便宜的に単数形を用いるが、このことは必ずしも歴代誌が複数の著者の合作であることや、学派的構成物であることを排除しない。むしろ、そうである可能性が高くと考えられる。ただし、本稿では歴代誌の編集史的問題の詳細には立ち入ることができない。

- (5) 例え、J.Wellhausen, Prolegomena zur Geschichte Israels, 6. Ausg. 1929, Nachdr. (1981), 165-223; S.Japhet, The Ideology of the Books of Chronicles and Its Place in Biblical Thought, Frankfurt a.M. 1989, 150-191; B.E.Kelly, Retribution and Eschatology in Chronicles, JSOT Sup 211 (1996); E.Ben Zvi, A Gateway to the Chronicler's Teaching: The Account of the Reign of Ahaz in 2 Chr 28,1-27, SJOT 7 (1993), 216-249. 辞や参照。

- (6) 例え、G.von Rad, Das Geschichtsbild des chronistischen Werkes, BWANT IV/3 (1930); R.Mosis, Untersuchungen zur Theologie des chronistischen Geschichtswerkes, FTS 92 (1973); H.G.M.Williamson, Israel in the Books of Chronicles, Cambridge, 1977. 辞や参照。

- (7) 例え、ノール『旧約聖書の歴史と文法』(上巻) (1977) W.Rudolph, Chronikbücher, HAT 21 (1955). 辞や参照。

- (8) 例え、A.C.Welch, The Work of the Chronicler: Its Purpose and Date, London 1938; J.W.Kleinig, Lord's Song: the Basis, Function and Significance of Choral Music in Chronicles, JSOT Sup 156 (1993); N.Dennerlein, Die Bedeutung Jerusalems in den Chronikbüchern, Frankfurt a.M. 1999. 辞や参照。

- (9) 例え、R.Micheel, Die Seher- und Prophetenüberlieferungen in der Chronik, BBET 18 (1983); W.M.Schmiedewind, The Word of God in Transition: From Prophet to Exegete in the Second Temple Period, JSOT Sup (1995); A. Hanspach, Inspirierte Interpreten. Das Prophetenverständnis der Chronikbücher und sein Ort in der Religion und Literatur zur Zeit des Zweiten Tempels, St.Örtlen 2000. 辞や参照。

- (10) 歴々世 P.Welten, Geschichte und Geschichtsdarstellung in den Chronikbüchern, WMANT 32 (1973); R.H.Lowery, The Reforming Kings: Cults and Society in First Temple Judah, JSOT Sup 120 (1991); K.Strubing, Tradition und Interpretation in der Chronik. König Josaphat als Paradigma christischer Hermeneutik und Theologie, BZAW 201 (1992); W.Riley, King and Cults in Chronicles: Worship and the Reinterpretation of History, JSOT Sup 160 (1993). 詳々参照°
- (11) 歴々世 G.von Rad, Die levitische Rede in den Büchern der Chronik, in: FS O.Proksch, Leipzig 1934, 113-124; M.A.Thronthweit, When Kings Speak: Royal Speech and Royal Prayer in Chronicles, SBLDS 93 (1988); R.K.Duke, The Persuasive Appeal of the Chronicler: A Rhetorical Analysis of the Books of Chronicles, JSOT Sup 88 (1989); R.A.Mason, Preaching the Tradition: Homily and Hermeneutics after the Exile, Cambridge 1990. 詳々参照°
- (12) やの理 歴々世の歴史記述の特色を論じてゐる。その上を参考や参照° Japhet, Ideology [上掲註 (5)]; T.Willi, Die Chronik als Auslegung, Untersuchung zur literarischen Gestaltung der historischen Überlieferung Israels, FRLANT 105 (1972); I.Kalimi, Zur Geschichtsschreibung des Chronisten, BZAW 226 (1995); G.Steins, Die Chronik als kanonisches Abschlussphänomen, BBB 93 (1995); J.Weinberg, Der Chronist in seiner Mitwelt, BZAW 259 (1996); M.P.Graham/K.G.Houglund/S.L.McKenzie (eds.), The Chronicler as Historian, JSOT Sup 238 (1997); M.P.Graham/S.L.McKenzie (eds.), The Chronicler as Author: Studies in Text and Texture, JSOT Sup 263 (1999); M.P.Graham/S.L.McKenzie/G.N.Knoppers(eds.), The Chronicler as Theologian, JSOT Sup 371 (2003).
- (13) 司馬「歴々世」を論じた(上掲註(5))。T.Yamaga, König Josaphat und seine Außenpolitik in den Chronikbüchern, AIBI 27 (2001), 59-154. 詳々 上のノートにのこす。 G.Knoppers, Yhwh is not with Israel: Alliance as a Topos in Chronicles, CBQ 58 (1996), 601-626. やの参照°

- (14) 11のナキヌのより詳細な比較について、以下文献等や参照。Lowery, *The Reforming Kings* (上掲40), 121-141; Knoppers, *Alliance* (上掲43), 608-611; N.E.W. Thompson, *Situation and Theology: Old Testament Interpretation of the Syro-Ephraimite War*, Sheffield 1982, 91-103; P.R. Ackroyd, *The Biblical Interpretation of the Reigns of Ahaz and Hezekiah*, in: W.B. Barrick/J.R. Spencer (eds.), *In the Shelter of Elyon: FS Gösta W. Ahlström*, JSOT Sup 31 (1984), 247-259; K.A.D. Snelik, *The Representation of King Ahaz in 2 Kings 16 and 2 Chronicles 28*, OTS 40 (1998), 143-185.
- (15) 参考 G.H. Jones, 1 and 2 Kings, Vol. 2, NCBC (1984), 535-536; E. Würthwein, *Die Bücher der Könige: 1. Kön. 17-2. Kön. 25*, ATD 11,2 (1984), 386; M. Cogan/H. Tadmor, II Kings, AB 11 (1988), 184-187; Thompson, *Situation* (上掲43), 79, 147. 等々 BHS の版注や参照。
- (16) 歴史的背景については、山根哲雄『聖書時代史 旧約篇』(河波現代文庫、二〇〇三年) 一三九―一四二頁、等々『旧約新約聖書大事典』(上掲43 (2)) の「シリア・アラム戦争」の項 (六一―七二頁、拙稿) 等や参照。
- (17) 参考について M. Cogan, *Imperialism and Religion: Assyria, Judah and Israel in the Eighth and Seventh Centuries BCE*, *Pittsburgh* 1971, 42-64, 72-77; Cogan, *Judah under Assyrian Hegemony: A Re-examination of Imperialism and Religion*, JBL 112 (1993), 403-414; J.W. McKay, *Religion in Judah under the Assyrians* SBT II 26 (1973), 5-12, 60-66; Thompson, *Situation* (上掲43), 83-85; H. Spieckermann, *Juda unter Assur in der Sargonzeit*, FRLANT 129 (1982), 307-372; K.A.D. Snelik, *The New Alter of Ahaz* (2 Kings 16): *Deuteronomistic Re-interpretation of a Cult Reform*, in: M. Vervenne/J. Lust (eds.), *Deuteronomy and Deuteronomistic Literature*, BETL 133, (1997), 263-278. 等や参照。
- (18) Rudolph, *Chronikbücher* (上掲43 (一)), 289; J.M. Myers, II Chronicles, AB 13 (1965) 162; H.G.M. Williamson, 1 and 2 Chronicles, NCBC (1982), 345. 等々以下ヤハナニル (S. Japhet, I & II Chronicles, OTL (1993), 899) などについて、列王記と歴代誌の記事、その別の出来事への言及を見よ。

- (61) Mischeel, Seher [上記註(㉞)], 115; P.R. Ackroyd, I & II Chronicles, Ezra, Nehemiah, TBC (1973), 175.
- (62) E.Kautzsch, Die Heilige Schrift des Alten Testaments II, Tübingen 1923, 657; Mason, Preaching [上記註(㉞)], 92; R.B.Dillard, 2 Chronicles, WBC 5 (1987), 221.
- (13) Rudolph, Chronikbücher [上記註(㉞)], 289,291; Mosis, Theologie [上記註(㉞)], 188 Anm.44; Mischeel, Seher [上記註(㉞)], 116; Thompson, Situation [上記註(㉞)], 98-100; Smeilk, Representation [上記註(㉞)], 174-177; Ben Zvi, Gateway [上記註(㉞)], 237-246. 等々参照。
- (22) エリヤ (王下八24→代下二二20)ノアハズヤ (王下九28→代下二二19)ノモアシヤ (王下二二22→代下二四25)の場合両者の記述を比較のこと。マサルヤノウシヤ (王下一五6→代下二六23)の場合は曖昧である。
- (23) Von Rad, Geschichtsbild [上記註(㉞)], 11.
- (24) 歴代誌の成立年代については、各緒論や注釈書、特にKnoppers, I Chronicles 1-9 [上記註(㉞)] 101-117, 等々もI.Kalimi, Die Abfassungszeit der Chronik: Forschungsstand und Perspektiven, ZAW 105 (1993), 223-233; K.Peltonen, A Jigsaw without a Model? The Date of Chronicles in: L.L.Grabbe (ed.), Did Moses Speak Aric?, JSOT Sup 317 (2001), 225-271; G.Steins, Zur Datierung der Chronik. Ein neuer methodischer Ansatz, ZAW 109 (1997), 105-109. 等々参照。
- (25) Willi, Auslegung [上記註(㉞)], 444 R.P.Ackroyd, Chronicler as Exegete, JSOT 2 (1977), 2-32. 等々参照。
- (26) については、特にMosis, Theologie [上記註(㉞)], 13; T.Sugimoto, Chronicles as Independent Literature, JSOT 55 (1992), 61-74; I.Kalimi, Was the Chronicle a Historian? in: Graham et al. (eds), Historian [上記註(㉞)], 73-89; Smeilk, The Representation [上記註(㉞)], 184-185; Knoppers, I Chronicles 1-9 [上記註(㉞)], 129-137; Yamaga, König Joschafat [上記註(㉞)], 141-145. 等々参照。